

令和8年度保育所(園)・認定こども園及び学童クラブの新規利用のご案内

利用案内及び申請用紙を配布しますので、利用要件に該当する場合に申請してください。

	保育所(園)、認定こども園	学童クラブ
配布期間	11月4日(火)～	
配布場所	保育所(園)、認定こども園、すこやか子育て課	学童クラブ、すこやか子育て課
申請受付期間 及び場所	令和8年1月9日(金)9:00～14:00、10日(土)9:00～12:00 お子さんの同伴は不要です。役場第二庁舎301会議室(書類の受付のみ)	
面接	令和8年1月13日(火)～16日(金)のうち 15分程度定 役場内会議室 申請受付時に日時と場所を指定します。 必ずお子さんと一緒にご来庁ください。	行いません。
利用要件	週4日以上(月64時間以上)仕事のため 日中、家庭において保育ができない場合等	週4日以上(終業時間15時以降)仕事のため、 放課後、家庭において保育ができない場合
対象	0歳児～5歳児(令和8年4月1日時点)	小学新1～6年生
申請書類	認定申請書、入所申込書、就労証明書等	申請書、就労証明書等

・認定こども園の幼稚園部分の利用希望の方は、各園にお問い合わせください。

・町外の保育所(園)の入所申請には、別途手続きが必要ですので、お早めにすこやか子育て課にご連絡ください。

幼稚園等の預かり保育の補助のご案内



令和8年度に新たに幼稚園等に通いはじめるお子さんの中で、預かり保育の補助を受けたい場合は、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

▶対象 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)に通うお子さんのうち、次に該当する方

<3歳児～5歳児クラス>保育の必要のある全てのこども(2号認定)

<満3歳児クラス>保育の必要のある非課税世帯のこども(3号認定)

※保育の必要…就労(週4日以上かつ月64時間以上)、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護など

▶補助上限額 預かり保育の利用日数×450円(月額最大11,300円)

▶申請書類 ①子育てのための施設等利用給付認定申請書 ②就労証明書 等

▶申請場所 すこやか子育て課

▶申請期限 4月から給付を受ける場合:令和8年2月13日(金)、それ以降:認定を受けたい月の前月中

▶その他 保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等の利用料の助成が受けられる場合があります。
詳細は、すこやか子育て課までお問い合わせください。

令和7年度まつぶし子育て応援給付金



物価高騰の影響を軽減するため、令和7年10月支給の児童手当のうち、令和7年9月分の児童手当に上乗せして「令和7年度まつぶし子育て応援給付金」を支給します。支給額は、対象児童1人あたり3,000円です。

【申請が必要な方】

▶対象 10月中に申請書を送付していますが、届かない場合は、ご連絡ください。

①児童手当受給者が町内にいない世帯

②所属庁から児童手当を支給されている公務員の方

▶申請期限 令和8年3月31日(火)

詳細は、町ホームページをご覧ください。

「給付金」に関する「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。



松伏町から児童手当を支給されている方は

申請不要です。

町から10月15日(水)に支給済みです。